

## 奈良市ガバナンス懇話会開催要綱

### (趣旨)

第1条 本市の機関の内部統制システム等について、外部の視点からの意見又は助言を求め、本市のガバナンスの強化、確立を図るため、奈良市ガバナンス懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ガバナンス 法令等を遵守し、円滑に業務を進めるメカニズムを組織の中に確立することにより、自ら健全に統治することをいう。
- (2) 内部統制システム 業務目的が公正かつ円滑に達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のあらゆる者によって遂行される工程のシステムをいう。

### (意見等を求める事項)

第3条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の機関の内部統制システム等に関すること。
- (2) 懇話会の意見又は助言を受けての市が行う取組に関すること。
- (3) その他内部統制システム等に関し市長が意見を求める必要があると認める事項

### (参加者)

第4条 市長は、次に掲げる者のうちから、懇話会への参加を求めるものとする。

- (1) 公認会計士
- (2) 弁護士
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇話会の参加を求めるものとする。

### (分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、分科会を開催することができる。

2 市長は、懇話会の参加者その他必要と認める者のうちから分科会への参加を求めるものとする。

### (運営)

第6条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、法務ガバナンス課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(奈良市ガバナンス監視委員会設置要綱の廃止)

2 奈良市ガバナンス監視委員会設置要綱（平成23年奈良市告示第437号）は、廃止する。